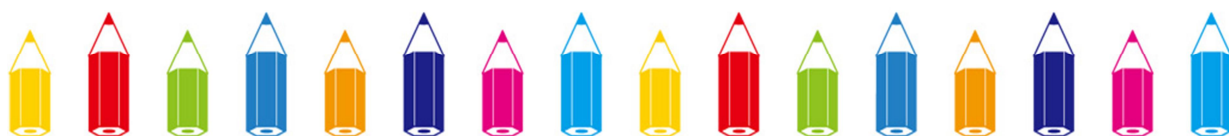




令和8年度

京丹波町放課後児童健全育成事業

のびのび児童クラブ入部のしおり



京丹波町

## 1 はじめに

本町では「のびのび児童クラブ」1組、2組、3組、1組ひまわり、を設置しています。

放課後に子どもを預けて安心して働けるための子育て支援、また放課後の子どもの安全を確保しながら、子どもが自主性、社会性を身につけ、子どもの健全な育成を図る場所づくりを目的として運営しております。

保護者のみなさん、児童、支援員が連携する中で「のびのび児童クラブ」が子どもを預けて安心して働けるための、そして子どもにとって楽しく過ごせる場所に築きあげたいと考えておりますので、運営にあたりご理解、ご協力をお願い申し上げます。

また、のびのび児童クラブの運営については、京丹波町が民間事業者（ハーベストネクスト株式会社）に業務委託をしており、公設民営の運営方法により運営を行っています。

### ○令和8年4月14日（火）から1組ひまわりに通所する児童の受け入れ場所を変更します。

令和6年7月から、健康管理センターを利用して、のびのび1組ひまわりを開設していますが、運動施設の利用、外遊びができないなど、利用上の制限があることから、給食の開始と合わせて令和8年4月14日（火）から、1組ひまわりを閉所し、1組において児童の受け入れを行います。

つきましては、1組ひまわりに通所されています児童の預かり場所、お迎えの場所が変更となりますが、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

## 2 入部決定と通所いただくクラブについてのお願い

通所いただく「のびのび児童クラブ」については、入部決定通知において通知しており、学校区において通所する組が分かれています。

| クラブ名       | 開設場所         | 対象児童           |
|------------|--------------|----------------|
| のびのび1組     | 丹波ひかり小学校敷地内  | 丹波ひかり小学校       |
| のびのび1組ひまわり | 健康管理センター内 ※1 | 竹野小学校<br>下山小学校 |
| のびのび2組     | 旧桧山保育所 ※2    | 瑞穂小学校          |
| のびのび3組     | 和知小学校内       | 和知小学校          |

※1 令和8年4月14日から、ひまわりと1組を統合し、丹波ひかり小学校敷地内の1組施設をご利用いただきます。

※2 現在、瑞穂小学校隣接地において、2組施設の新築工事を行っており、令和8年6月1日から新たな施設を利用いただく予定で準備を進めております。

### 3 開設日および時間

令和8年度より、学校のない日の受け入れ開始時間を、「午前7時50分」からご利用いただけるよう変更します。

#### 開設時間

- 学校のある日：下校時から午後6時〔延長 15 分まで〕
- 学校のない日（夏休み・春休み・冬休み・振替休業日）  
：午前7時50分～午後6時〔延長 15 分まで〕

◎利用時間の延長を希望される方は、当日に、連絡（午後5時50分まで）及び利用時間延長届の提出（お迎え時）をお願いします。

#### のびのび児童クラブがある日（別紙「開設予定日一覧表」をご確認ください。）

- 月曜日から金曜日
  - 月1回第2土曜日
- ※土曜日は、利用者がある場合のみ開設しますので、利用を希望される場合は、該当日の10日前までに支援員へ申し出をお願いします。

#### のびのび児童クラブがない日

- 日曜日、祝日、第2以外の土曜日
  - 8月13日から8月16日まで
  - 12月29日から1月4日まで
  - 気象警報の発令等により学校が休校となった場合
- ※前記にかかわらず、開設日又は実施時間を変更する場合があります。

### 4 児童の送迎

※開設時間内の送迎をお願いします！！

- 学校のある日：保護者が保育終了後の児童の迎えを行う。
  - 学校のない日：保護者が児童の送迎を行う。
- ※のびのび児童クラブの閉鎖時間までのお迎えにご協力を、お願いします。時間内のお迎えにご協力いただけない場合は、児童の受け入れができません。

## 5 欠席連絡 連絡アプリ「すぐーる」による連絡の徹底

のびのび児童クラブの運営における欠席連絡については、保護者、支援員、学校が情報共有し、児童の受け入れ体制を確認しています。大変重要な連携となります。欠席連絡については、連絡用アプリ「すぐーる」を利用してご連絡いただきますので、欠席される場合は、指定する時間までに連絡していただきますようお願いいたします。

### ■「すぐーる」による欠席連絡

①欠席をされる場合は、必ず「すぐーる」において連絡してください。

欠席連絡期限

学校のある日

午前9時まで

学校のない日（夏休み、春休み、冬休み・振替休業日）

午前7時50分まで

②休部届を提出された期間は、「すぐーる」での欠席連絡は不要です。

※長期間休部される場合は、休部届を提出してください。

③支援員に口頭・電話等で連絡された場合も、「すぐーる」への欠席連絡の入力が必要です。

④学校のある日において、欠席連絡がない場合で、児童が帰宅の意向を示した場合は、出席扱いとして、のびのび児童クラブに通所いただきます。

⑤欠席連絡期限までに欠席連絡の入力ができなかった場合は、「すぐーる」に入力いただいた後、学校及びのびのび児童クラブに電話連絡をしてください。

### ■「すぐーる」アプリの利用について

新規登録に係る、ID、パスワード、手続き方法については、別途ご案内いたします。

## 6 利用時間の延長

利用時間については、午後6時までとされていますが、保護者の申し出（支援員への連絡及び利用時間延長届の提出）により、午後6時15分まで延長することができます。

### 【延長利用の内容】

○延長を行うための手続き

・電話連絡（当日午後5時50分まで）

・書面申請（当日記入）

## 7 諸手続について（このような場合はご連絡ください。）

- 入部期間中に入部基準の変更、または該当しなくなったとき  
（例：保護者の離職で、家庭での保育が可能となったときなど）  
→「退部届」を提出してください。（※該当月の前月中）
- 緊急連絡先など、事前に提出いただいた「家庭状況調査票」の内容に変更があるとき  
→「必要な書類」を確認し、再提出
- 長期期間のびのび児童クラブを休むとき  
（例：一時的に家庭保育が可能となったとき、など）  
→「休部届」を提出してください。（※該当月の前月中）
- 代理の方がお迎えにこられるとき  
→のびのび児童クラブに電話連絡

## 8 負担金等の経費について

### ■ 放課後児童クラブ負担金

負担金の支払いにつきましては、口座振替による納付としております。

振替日は毎月末日です。（月末日が土日祝日の場合は、翌金融機関営業日となります。）口座振替ができない場合は、毎月中旬に「納付書」で請求しますので、役場会計室、支所もしくは金融機関、コンビニエンスストアで納期限までに納入ください。

**負担金： 決定通知によりお知らせした金額（月額）**

### ■ 傷害・賠償責任保険料

入部児童全員に傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険）に加入していただきます。原則として保険の加入手続き終了日以降の入部となります。納付書を送付しますので、保険料は速やかに納付してください。

ケガによる通院や物品の破損により費用負担を要する場合等は、保険会社に事故通知をしますので、総合福祉課へご連絡ください。通知後、保険会社から保護者様宛に保険金請求に必要な書類が届きます。

**保険料： 児童一人 800円（年額）**

| 給<br>付<br>内<br>容 | 障害保険    |             | 賠償責任保険                             | 突然死葬祭費用保険                            |
|------------------|---------|-------------|------------------------------------|--------------------------------------|
|                  | 死亡給付金   | 3,000万円     | 対人・対物・保管物1事故<br>に対して合算<br>〔限度額〕5億円 | 突然死（急性心不全、脳内出血等）葬祭費用として<br><br>180万円 |
|                  | 後遺障害給付金 | （最高）4,500万円 |                                    |                                      |
|                  | 入院給付金   | （日額）4,000円  |                                    |                                      |
|                  | 通院給付金   | （日額）1,500円  |                                    |                                      |

## 9 のびのび児童クラブでの過ごし方とお願い

各のびのび児童クラブには、まず『宿題』をする時間があります。

『宿題』をする時間は、他の人の迷惑にならないように、また、集中して宿題ができるように支援員が注意して見守っています。放課後児童クラブは『宿題』を強制していないため、宿題をしないで帰る場合や本人の判断で「今日はここまで」と決めて宿題をしています。帰宅しましたら、ご家庭で宿題の内容や進み具合を確認してください。

宿題の時間が終わると、児童クラブ内で本を読んだり、ボール遊びをしたり、それぞれの遊びをして過ごします。

午後4時を過ぎた頃からお迎えの時間になります。少しずつ人数が減ってくると、子どもたちは玄関のあたりが気になりだし、いつもよりお迎えが遅いと不安そうな顔をすることもあります。児童も支援員も安心して待てるよう、どうしてもお迎えが遅くなる場合は、利用時間の延長の手続きを行ってください。利用時間の延長については、午後6時15分までとなります。

また、のびのび児童クラブ利用の趣旨をご理解いただき、ご兄弟が学校を欠席されている等で保護者及びご家族が在宅の場合などは、ご家庭で保育いただきますようお願いいたします。

## 10 入部時に準備するもの

のびのび児童クラブ1組 ・ ひまわり .....

着替え ・ **のびのび専用**体育館用シューズ

※シューズは、学校とは別に、指定の物でなくてもよい

のびのび児童クラブ2組 .....

着替え ・ ハンカチ ・ ティッシュ ・ 上靴

歯みがきセット(お弁当持参の日のみ)

のびのび児童クラブ3組 .....

着替え ・ タオル(ハンカチ) ・ コップ

※持ち物には必ず名前を書いてください。

## 1 1 お弁当など

- 学校のない日、短縮授業で給食がない日は、お弁当・お茶を持たせてください
- 長期休業期間中において、お弁当サービスを行っており、必要な方は専用サイトから予約が可能です。詳しくは、ハーベストネクスト株式会社より案内があります。
- 諸費の徴収、おやつを提供は行っておりません。

## 1 2 気象警報等が発令された時の取り扱い

### ■学校のある日

午前6時00分の時点で、気象警報等が発令され、小学校が臨時休業となった場合は、小学校に準じてのびのび児童クラブも開設しません。

下校時間までに気象警報等発令により臨時休業となった場合は、他の下校できない児童と同様に、学校で待機とします。

### ■学校のない日

午前6時00分の時点で、気象警報等が発令されている場合、のびのび児童クラブは開設しません（それ以後に警報解除された場合も開設しません）。

また、開設時間中に発令された場合は、保護者にお迎えに来ていただくよう連絡します。

## 1 3 連絡先

### ● のびのび児童クラブ 1組（丹波ひかり小学校内）

〒622-0232 京丹波町曾根宮ノ浦戸麦 54 番地 090-2090-3449

### ● のびのび児童クラブ 1組ひまわり（健康管理センター内）

〒622-0214 京丹波町須知鍋倉 1 番地 1 090-7101-6272

※令和8年4月13日まで

### ● のびのび児童クラブ 2組（旧桧山保育所）

〒622-0311 京丹波町和田丸戸 3 番地 080-6857-4229

### ● のびのび児童クラブ 3組（和知小学校内）

〒629-1121 京丹波町本庄安田 7 番地 090-8215-0678

## 1 4 参考

### ■ のびのび児童クラブの対象となる児童

京丹波町立小学校に在学する児童（第1学年から第6学年まで）で、次のいずれかに該当すること。

- （1）保護者が就労のため昼間家庭を留守にし、かつ、保護者に代わる者の監護が受けられない児童
- （2）保護者または、家族が病気または看護等のため、家庭で適切な監護が受けられない児童
- （3）（1）及び（2）以外の特別な事情により、家庭で適切な監護が受けられないと認めた児童

### ■ 負担金

| 階層 | 算定の基準                 | 負担金月額<br>(8月を除く月) | 負担金月額<br>(8月のみ) |
|----|-----------------------|-------------------|-----------------|
| A  | 生活保護世帯、準要保護世帯、母子・父子世帯 | 0円                | 0円              |
| B  | 所得税の額が0円              | 1,000円            | 2,000円          |
| C  | 所得税の額が50,000円未満の世帯    | 3,000円            | 6,000円          |
| D  | 所得税の額が50,000円以上の世帯    | 5,000円            | 10,000円         |

- 1) 算定の基準は、児童の保護者(父母)の所得を合算したものを対象とします。
- 2) 負担金の額については、同一世帯における18歳未満の児童2人を養育又は看護している世帯の場合の第2子の児童にかかる負担金月額は、2分の1を乗じた額とし、3人以上養育又は監護している世帯の場合は、そのうち第3子以降の児童にかかる負担金月額は0円とします。
- 3) 区分Aの母子・父子世帯は、児童扶養手当又は福祉医療を受給している世帯のみ、負担金0円となります。
- 4) 家族構成や所得税に変更のあった場合は、速やかに連絡して下さい。  
(負担金額の変更がある場合は、再度入部決定通知を送付します)

## 1 5 所管部署の変更について

令和8年4月1日から京丹波町役場の組織変更により、放課後児童健全育成事業の担当部署が変更となります。

- 令和8年3月31日まで 京丹波町教育委員会 学校教育課  
住所 京丹波町本庄ウエ16 和知支所内  
電話 0771-84-0028
- 令和8年4月 1日から 京丹波町健康福祉部 総合福祉課  
住所 京丹波町蒲生蒲生野487番地1  
京丹波町役場本庁  
電話 0771-82-1800